



特准 374

N 9492

大風名譽政談

子思於熙之仲

福光初成版

競風
印家

稗史福老館出版書目 賣捌書肆

大阪心齋橋通安堂寺町田中太右衛門
大阪心齋橋通順慶町此村庄助

- 歎討崇禪寺馬場
○孝子復讐實錄
○歎討御堂前實記
○箱根櫻現贊仇討
○鏡山復讐實記
○島津久光公一代記
○板垣君近世記聞
○水月白子屋於七胡蝶夢
○石川五石衛門實傳
○櫻田魚染の雪
○八百屋於七胡蝶夢
○煙草屋喜八之傳
○真影繪本柳荒美談
○弘法大師一代記
○金毘羅膝栗毛
○宮島膝栗毛
○花洛迺風雪
○通俗軍役奇談
○淀屋辰五郎實記
○錢屋五兵衛實傳
○歎討奥平義勇傳
○天笠德兵衛實記
○丘左甚五郎傳
○菅公後日記談
○明治十三年夢惣兵衛開明物語
○於染久松秋の七草
○快談かさね物語
○於俊傳兵衛實記
○春色じと物語
○宮城信夫白石嘶
○大伴金道實傳
○歎討鶴塚實記
○一休地獄太夫問答
○和尙利新左衛門傳
○曾呂利新左衛門傳
○田沼騷動記
○柿木金助實傳
○榜垂保助實傳
○弓削道鏡物語
○日本駄右衛門實記
○弓削道鏡物語
○天誅・組譽旗揚
○実説幽靈の片袖
○俠客五人男傳
○小倉騷動雙忠傳
○大伴金道實傳

大岡明譽政談 白子屋お熊の件

◎ 第一回

茲に新材木町なる白子屋庄三郎一家の騒動を委曲尋ねるお享保の始めの事ありしが此白子屋け地面間口十二間奥行も新道の方へ廿五間則ち券面千三百両の地を一軒にて住居なし此近邊の大身代なり主は入聟にて庄三郎と云今年六十歳妻と此家の娘おて名をお常と呼び四十歳あきどり生得派手ある事を好み甚だ姫嬢なりしが娘お熊は容顔衆人よ勝れて美麗之見る者心を動さぬとあく二八の春秋より過て年頃に及びけ琵琶引手數多の身なれども我下紐と許さトと清少納言の教へも今と伊達なる母を見慣ひて平生とすとふ育ちしれ其父母の教訓の至らざる所なり取譯母は心邪まにて慾深く亭主庄三郎と商賣の道を知りても世事ふ疎く世帯は妻に任せ置ゆゑ妻好事よして夫を尻み敷に身上向を己が儘に搔廻し我儘來儘に振舞居たりしが何時しか町内廻りの髪結清三郎と密通となし内外の目を忍びて物見遊山ふ浪費を厭はず出歩行のみか娘お熊にも衣類の流行物櫛笄ひ賛澤づくめに着飾せ上野浅草隅田の花両國川の夕涼み或と芝居の替り目と上なき藝をなしければ恵有人と音爪彈きして笑ふ

者多く此妻の渾名を一ヶ印籠のお常と云て世間に誰知らぬ者も無りしとや然れど女の子
一は父親より母の敵方にて志操も美しかるべからず斯る母故幼少より育ちも卑しく風俗之芝居
の俳優を見る如く淨瑠璃三絃の外之正敷事を一ヶも敵へず殊に女の爲ベシ裁縫の道と少し
も知ず自然どうぞくしき事のみ心を傾けしこそ淺猿けれ茲に白子屋の商賣に係りて庄
三郎が名代をも勤め此家の番頭と呼きたる忠八と云者何如の程ふかお熊と人知らぬ中とな
りけるが母のお常とは是を知ると雖も其身も密夫有故に渠を制する事出來ず却て取持し二人
外と謂つべし是より家内の男女色慾ふ耽りお常は何時を本庄三郎みは少一の小遣ひを與
がいて遊び追廻り跡ふぞ娘お熊番頭忠八髪結清三郎ともに入込下女のお久お菊もお常お
仕込まれ日毎に酒宴の相手をなし居たりしが或日お常と金二分出一て下男よ云付酒肴を取寄
芝居役者淨瑠璃語り三弦彈む入込せ皆々得意の藝を顯し戯れ興亥けり茲小又杉森の新道
孫右衛門店ふ横山玄柳と云接屋あり是ぞ別て白子屋へ入漫り何様白子屋一軒を定得意とあ
し居る身の上なればお常と勿論忠八が云事ふても背く事あく主人の如くお仕へ毎日お常の
肩なを揉て機嫌をとり居たり斯日々奢りお長じけれどさしその身代漸々お衰へ享保八年十

月夷子構前にて金二百両不足ふ付妻のお常と番頭忠八と申合せ亭主庄三郎に斯と申ける故
白子屋庄三郎甚だ困り入と雖も親類一家と素より妻が奢いを見るに付誰わつて用立者などにより
庄三郎日頃懇意なる加賀屋長兵衛方へ行右の概略を話しければ長兵衛は氣の毒ふ思ひ材木
屋仲間の中山形屋箱根屋加賀屋其外十人の者を頼みて無盡を取立一人前掛金二十両づゝと
あし尤も長兵衛世話人故庄三郎の分まで都合四十両出し二百両集めて庄三郎より渡し集りし
人々をも厚く饗應し歸されける因て庄三郎ぞ大いに悦び右の二百両を夷子棚ふ上置其夜と
長兵衛方へ禮ふ行たり玄が此加賀屋長兵衛と云と元同町の加賀屋彌兵衛方へ十歳の時奉公
ふ來りて十年の年季を勤め尙禮奉公十五年殘勤め上都合廿五年の間見世の事に心を盡しけ
れを則ち加賀屋の暖簾を貰ひ同所へ材木店を出せしが漸次よ繁昌して此春より將軍家桶御
用の株を譲らる猶々榮え消光けるも必竟長兵衛の心懸よき故あり斯て白子屋庄三郎と長兵
衛方へ厚く禮を述我が家へ立歸りしむ其夜の中ふ夷子棚へ上置し二百両の金見ぬられをわ
三常忠八も狼狽たる躰にて主人へ斯と申けるにぞ庄三郎ぞ大いに驚く周章其分には捨難し
と直様加賀屋長兵衛方へ行右の譯を話しそ是こそ是非く訴へねば成ぬと急込を長兵衛先々と

四

て様子を篤と聞何様是え外より入たる盜人にてと有まト然をども今是を訴へる時には我々
と兎も角も仲間の衆へ二十両出させた上又々番所へ引出しては何分氣の毒にて我等濟難き
みより先内々詮鑿致されよと云ものゝ明日の拂ひに困らるべけれと我等二百兩用立んに
とり夫にて此節季と濟るべ志尤も此金は利分に及ばざ御都合宜敷折返済成るべしと金子
11百両を出して渡しければ庄三郎押戴きて段々と御深切の上又斯る災難まで貴公の御苦勞
又預り御禮は申盡し難しとて涙を流し打歡びてぞ歸けり又れ常忠八とまんまと夷子棚の二
百両を欺き取仕合よしと微笑合是を斯してあゝしてと誓る事面已談合けり儲其年も暮明れ
を享保九年春も三月と成しに江戸中大火に付此白子屋も諸侯方を始め多分の用を達屋敷方
の普請計りふても一千両餘の儲けありしとあり然かれども彼の加賀屋長兵衛より借請し一
百両のことと忠八が算盤を奇變庄三郎ふ偽りて今ふ返済せざれども長兵衛と催促もあらず
彼是する中又其年も過翌年と成身代左り前ふて難儀なる由忠八より申せしのぞ庄三郎も不
審ふ思ひ何とて其様よ成しどと云に忠八御屋敷の普請存玄の外積り違ひみて一箱餘も損金
ふあり其外彼是にて一千両餘の損よ爲たうと口から出任せふ偽るをお常も側から種々口車

白子屋於熊

の楫を取しらるを又々加賀屋へ到り段々の仔細を話けるに長兵衛は左右氣の毒に思に付或時
庄三郎に對ひ時節と云乍ら古きお家の斯迄不如意ふなり給ふ事是非なき次第あり夫ふ付
少々に相談あり其譯とお娘子の熊殿へ持參金のある聟を入給ひては如何や尤も外より男の子
もほ在ぬ事故お熊殿年の長ぬうちに聟養子をあし持參の金子を以て山方問屋の借を償劫暮
し方も氣を付て身上を立直す様よ相談して見給へと深切の言葉ふ庄三郎大に喜び何かく何
迄段々のお世話添けあく是に過たる事となし然れ共我々方へ参る養子の有可や能々と聞札
下さるゝ様偏より頼申なりと云けるふぞ然む先方へ申聞べき間に家内へと此段能々と相談
成るべし我等方と明日曉と致たる返事を承まこりし上又々に話申べしとて庄三郎を歸しけ
り夫より長兵衛は大傳馬町家主平右衛門方へ行先達てに話の聟殿白子屋庄三郎よて貰ひ度
て株敷は三千両程あり然れば五百兩位と持參ありても宜しがるべし殊更娘の熊の當年廿二
歳にて容貌もよく承まはれを聟殿と四十に近しかや隨分相應の縁組なれば能々と世話頼
入と申を平右衛門聞て夫は相應の相談あり當人といふと我等が同町の地主彌太郎方に勤居

らるゝ又七と申者なり隨分幸抱人ふて主人彌太郎事は最早六十にもあれど一人も子なく金
六 ばかり澤山ありて地面と十三ヶ所も持居此人親分となる積りなれを何事も氣遣ひなし先方
へ能々話せし上明日御返事致すべしとて長兵衛を歸し其後平右衛門の口入にて双方相談調
ひ吉日を撰みて五百両持參金をあし又七を彼の白子屋の聲養子とぞあしたりけり此事は素
きりお熊れ不承知なるを種々説勧め跡は右も左も先當分其五百両を取りて又樂むべし其上
此方の仕向により聲の方より出て行時と金を返さずに濟仕方と如何程も有べしとお常忠八
の悪巧にて種々に言な一終に又七を入れれどもお熊は祝言の夜より癪氣發難儀なりとて母
の側へ寝かしむ熊は忠八母は清三郎と毎夜枕を双て一ツ寝となす事人外の仕方なり然をも
又七こそ是を一向知らず最早一年餘み及べどもお熊と一度も添寝をせず加之聲に來りてよし
家内中の突掛者とあり優き詞を懸る者一人をあられど下男長助と云者のみ又七を大切ふあ
し彼の四人の者共を憎みけるが或時給金三両を田舎へ遣はさんとて手紙に封じ瀬戸物町の
島屋へ持行し途中橋向ふにて晝拘盜に奪はれ忙然として立歸りしが那の金を取れてと又一
件之熊於屋子白

るや心地ふても惡きかと問ひけるに長助と有の鑑に譯を話し涙を流しけるを又七と憫然に
白 思ひ我等其金を與んとて懷中より三両取出し長助へ渡しけるふ長助と大地に蟠伏此御恩と
忘れまごとて悦びけり是よりと別して此長助而已毎度れ常始めの悪巧みを内通して又七を
救しなり或時彼の四人打寄て耳語やう又七事は迄種々非道になすと雖を此家を出行景色な
伴之熊
し此上と如何せんと相談しけるにお常と膝を進是と毒薬を飲せるふ如なけれども急よ殺し
ては顯るゝ故一ヶ月ばかりも過て死ぬ様に薬を調合して用るが宜しからん此事と先新道の
玄柳方へ行て相談致すべしと四人打連立て出行たり扱彼の長助は毒薬と云聲の不圖聞ぬけ
れば又々四人の者共が惡事あらん何れ又七様の事なるべしとお常の部屋の傍に寄立聞をあ
しけるが新道の玄柳方にて調合あし貰はんと出行体故素知らぬ面ふ臺所へ立戻りたり又彼
の玄柳は毒薬の事を請合けれども針醫の事なれど毒薬を求めんこと難しと思へば風薬二服
を四十文にて買炮烙みて是を煎金紙に包み鄭重らしくしてお常に密と渡しけれどお常と喜
七 び金子を玄柳ふ遣しむ熊俱々厚く禮を述たりけり此時玄柳は僅の四十文の風薬にてれ常よ
り三両忠八より五両お熊より一両都合九両の金にあり付しと薬九層倍所か是薬百倍と云

しと喜びけり夫より此薬を下女お付又七の飯汁茶などへ入れて毎日用ひしと彼の

八長助を此事を聞しかる又七へ密かに告置曰隨分心を付ると雖も大勢みて爲る事なきを
何時の間に入けるや知らざれども或時鯨の切身を煮て皿に盛彼の薬をお熊が手より入れて
又七の前へ持來り是ぞ母様よりお前に上んとて新場より取寄し魚成ばお喰り成るべしと一
年餘の間より始めてお熊の口より又七へ物云けをと又七は喜び直様飯を取寄是を喰んと爲る
を長助と目配せとなし止る体故扱と思ひ何の紛らして是を喰す夫トドキ又七は新道の湯に行
けるに長助や後より同く湯へ來り彼の毒薬をお熊が入たる事を筠に話しづ私にも昨日一
服遣して貴君様の食事お入れて呉れと頼みしと彼の薬を見せけれど又七委細を開て驚き
我と加賀屋長兵衛方へ參る間其方後入り參るべしとて其足にて又七と長兵衛かたへ到り是
迄の事を物語り勘辨なり難しと立腹致けれど長兵衛も以外に驚きける處へ長助も來り三人
人額を集めて相談しける中長兵衛心付に彼の薬を猫ふ喰せて試しけるに何の事もなけれど
是には何か様子有べし我又致方有を隨分油斷有べからばとて又七を宥め一先歸しけり其後
一一三日過て長兵衛は白子屋庄三郎并お妻お常を呼び段々と内證の都合迄も聞何共氣の毒亦



る事なり然らば又七段お熊殿との中宣しくば家を渡し世帯を若夫婦に任せ番頭忠八には
十暇を過し小手前にして家内取廻し善が肝要なり而御両人は氣樂に御隠居有る又宜敷事も有
べしと事を分て段々遠廻ふお常へ異見をなしけるに庄三郎は大よ悦び何かと厚き思召の程
忝けあり承知致したりと申けるふお常は甚だ不承知の面みて長兵衛に向ひ又七に世帯を渡
せと仰られるれども追々渠の舉動を見るゝ一として商賣之道ふ適す其上未だ出入場等の勝手
も覺ず今忠八に暇を出してハ猶々都合悪く手代多くの中ふも忠八と發明にて萬事心得居者
なり又七と素よりふ熊と中睦しのらず持參金を鼻に懸て我々を見下し不孝の事のみ多く其
上下女などよ不義を仕懸何一ツ是ぞと云取所あく斯様の者よ家を渡す事と勿論忠八ふ暇を
遣せなきと憚りながら餘りなる御差圖なり我々隠居致すよりと又七を離縁致方と却て家
の都合ありと申ければ長兵衛是を聞夫は何分聞ぬ諭なり下女に手を付るなどと必竟お
熊殿の取扱ひ悪き故起る事あり何は兎もあれ兎角家の丸く治るが宜れを何事も堪忍有て闇
居有べしと勧めるふお常と大いふ立腹して一々口争ひ氣に入れ聲なれば地面を賣てなり
とも持參金を戻し不縁致べしと罵りけるを長兵衛種と諒めけれども一向に承知せず聲

を蹴立此様あ話を聞くと直様御歸りあれと夫庄三郎を引立てぞ歸りける夫とりれ常と庄三
郎に少しの錢を與へ講釋の寄席へ追造り跡と忠八お熊清三郎を招き例の如く酒宴を始め長
兵衛が云し事をもを委細話して此上に金子五百両游へ又七に添て離縁をふ如なし然それ
を長兵衛彼れ是云れる筋なし又七を出す事ゆゑ忠八此金算段せられよと申けれど忠八は打
脱び其金子必ず調達致すべし私し一ツの工夫有て清三郎に耳語頼み其夜油町新道伊勢屋
三郎兵衛方へ忍び入て金五百両を盜み取清三郎は其隣の金屋利兵衛方へ入りて彼の腰元竹
を切殺し娘の手道具を奪ひ取り來りしが忠八は是を話し我も只歸るハ殘念ゆゑ是程の効
をせしと取たる品を改め見るに蝦夷錦の楊枝指一角の箸其外筈ひ簪の類何れを金目
の物多く有けれど兩人是は儲ものなりと悦びけり然れども此品賣拂はれ顯るべしと暫時
の間彼の玄柳方へ預け置けるが此品くり終ふ二人がう崩轍ひ來とぞ知ざりけり扱も白子
屋にてそ又七が事は地面を賣てなりとも持參金を返し離縁致べしとお常長兵衛に云し詞有
十一を終よ離縁の事を申込たり

扱をれ常は忠八を頼み金五百兩才覺致させけれ共又候夫庄三郎を偽り又七を離縁なす金ふ
一十 さし支る間地面を書入ふて金五百兩借出すべしと勧めるに庄三郎是非あく又々長兵衛
方へ行金子にさし支る趣きと話せしかば長兵衛も是はお常の仕業あらんにより捨直べしと
れ思けれども庄三郎の達ての頼みを聞ざるも氣の毒と思ひ長兵衛申之何卒身代を持直一給
へ殊に先祖代々の地面を人手よ渡さるゝ事無の志殘念あるべし然を我等其五百両は用立申
べし然れども今度之金子出來次第百両ふても五十両ふてを御返済成れよ利分は取りやるま
金子相済次第に證文と返却致すべれどを先證文と預り置すべし其地面人手よ渡さるゝが
氣の毒存する故ありお常殿にも此話をなされ請人共御三人御印形御持參有べしと申され
ば庄三郎大いよ悦び立歸りてお常忠八に長兵衛が申せし通り咄しけるにお常とは聞夫は
長兵衛事此地面を自分の欲しけれど体よく然様や成べし何は兎もあれ五百両借候はんとて
れ常が合口なる親類を連て三人印形を持ち長兵衛方へ行五百両借て歸りけるがお常は此金
手に入しより又々放すが惜くなりし事誠に白子屋滅亡の基とこそ知られけれ儲何をばな
又七が落度を見付云立あを金を返すに及ぶまトと思ひ居けるに或日庄三郎と又七を呼松平

相摸守殿の屋敷へ金子六十両請取に參るべしとや付しかを忠八是を聞いてお常ふ期と知らせ
彼の清三郎を招き三人何か窮に耳語さけるが程なく清三郎と出行たり是は途中にて惡者ふ
喧嘩を仕掛せ屋敷より請取來る六十両を奪ひ又七と此金を受取て遊女通ひに遣ひ込しと
云立夫を科に離縁せんとの巧みあり期どを知らぞ又七と下男長助を俱よ連て出行屋敷より
金子を請取夫たり吳服橋へ掛け四日市へと來懸るふ當時と今ど違ひ盡も四日市邊は淋しく
人通り稀あれば清三郎と惡僕二人と共に此處よ待伏なし居たり又七と金を持たる故隨分用
心とそれとも白晝の事なれど何心なく歩行來りし所手拭にて顔を包みたる大の男三人現く
れ出突然又七に組付故又七と驚きながら振放さんと爲る所を三人の男手を指込ミ懷中の金
子を奪んとすみど又七と長助に聲を掛け盜人と呼とうやけば長助と先刻より外一人
の男と組合居たるが此聲を聞いて金を取りて之大變と振放し又七の懷中へ手を入れたる男の横
面を充分に打叩さければ彼の男横に撞と側されしよど其間ふ又七と共に残り二人の惡者を
三十 散々と打叩きける故皆叶と玄と散々に逃行けり然ば金を取らせず先無事ふ其坊を立去たり
此長助と力量勝れし男故幸ひ打勝しと雖も何共合點の行ゆ者共あり正しく是も四人の

著の巧み成べしと詰合ながら長助の道々お常は清三郎と譯有る事お熊は忠八と不義の事を

四十 ど落をあく語りけれど又七も始てれ熊は忠八と譯有し事を聞扱は日頃の仕方思ひ當りたり
と夫より二人我家ふ歸り庄三郎に金子を渡しけるにお常忠八等は是を見て清三郎よ頼みし
事手筈違ひたりと思ひ又々玄柳方へ行て相談すべしと其翌日三人玄柳方へぞ到りける斯て
又清三郎と四日市にて長助に十分打れ面に疵を受けければ我が宅に引込居たりしよ玄柳方を
り呼に來りしかば早速走り行四人打寄又々惡事の相談をあすわお常と聲を潜め我一ツ思付
たる手段あり其譯は下女の菊は生得恩成者なれば是云付又七の閨へ忍むせ剃刀にて又七
へ少しまでも疵を付情死せんとて又七に詐され口惜ければ是非とも又七を殺して我も死ぬ
覺悟ありと呼ばらせ其處へ我々駆込種々詮議して菊が口より云々と云せんと如何にやと申
けれど一人是を聞其謀計奇妙く誠に當時の智者なりと譽稱へ夫より白子屋へ歸り年増の
下女お久を窮に呼びてお熊の小袖三ツと金一両を出し菊よ斯々言含め吳よと頼められた久
承知して我部屋へお菊を呼始終の事共委曲話し又七様へ疵を付其身も咽喉を少し疵付情死
と云々泣べしと歎願み居たるを長助の物影より是を聞いて大いに驚きながら猶息を詰て聞居

白子屋於熊之件承知して我部屋へお菊を呼始終の事共委曲話し又七様へ疵を付其身も咽喉を少し疵付情死
たり斯とも知らず元來お菊は恩なれば小袖金子を見て忽ち心迷ひ何の思慮もなく承知をぞ
あしたたりける又長助と篤と様子を聞濟一早々又七に右の事故を話しに油斷有べからざと云
により又七點頭今宵若菊が來らば我直に取て押へ繩を掛けし其時其方と早々加賀屋長兵衛
を呼來るべしと窮に示合せて別れけり菊は只金と小袖の欲に其夜丑の刻も過る頃又七
の寝間へ忍び入り剃刀を逆手に持又七が夜着の上より刺貫しけるに又七は居す夜具をのり
あれを南無三と傍邊を見る間に又七お菊を蹴倒し難なく繩を掛け又七と大音揚長助くと
呼聲に家内の者共目を覺し何事にやと庄三郎れ常お熊忠八も此所へ來り彼是あす間に長助
は加賀屋へ駆行又七様只今急且に達成れ度との事出來しみより私し供仕つるべき間御入
下されよと申けれど長兵衛篤と直様回道にて入來るにお常は長兵衛に向ひ又七事お熊を指
置下女の菊と不義をなし終に情死とまでの騒ぎあり夫故平常お熊と中悪く家内治らざと云
ければ又七是を問是と思ひもよらぬ事を仰らるゝもの哉今宵菊が何故か刃物を持って我が寝

五十 所へ來りし故怪數思ひ片陰に隠れて窺ひしに夜着の上より我を刺し様子わ付取押へて繩を
掛けあり此儀公邊へ訴へ此者を吟味致さんと云けるを長兵衛と先々事穩便に世間へ聞へ

中濟と方が宣しからんれ常殿をお熊殿を能御思案有べし縱令又七殿がお菊ふ通玄たるにせせよお常殿より又七殿に篤と御意見有てお菊に暇を出せば濟事なり是れを又七殿訴へなぞ大亂となり白子屋の家名立難しお常殿と女の事故其處へ氣も付れざるは道理の事なれ共能々勘辨ありて隨分又七殿を宥め家内和合致ざるゝ様成るべし不如意の事は及ばながらこの長兵衛見繼申さんと利解を述けれどもお常と一向得心せむ又七事菊と忍合情死爲んどせしを見付しに相違なけれども公儀へ訴へ何所迄も黑白を分申べしと片意地張て持參金を返済せぬ工風をなそに忠八も側より進み日頃又七様下女に手を付られし事私しとも存じ居しと云ければ又清三郎も傍邊より進み出御両人の仰せ御道理あり又七様御持參金を鼻に掛け我々迄も見下給ふ事甚一と云を長兵衛と見遣汝と廻りの髪結あらずや何故夜中此所へ來り入らざる差出口過言あり長助那の者を擲出せと云ひおれた長助は立懸り清三郎が首筋を掴みて表へ突出し門口の材木を投付けしにぞ清三郎は怒り汝れ此間も四日市にて我を擲き今又斯投付る事此返報覺ぬ居よと罵りけるに拟と四日市の盜人と汝かと云れてハツと思ひしが後をも見ずして逃歸りけり拟又長兵衛はれ常に對ひ此事訴へなぞ怪我人も多く出來る故何

白子屋

分穩便ふ取扱ひ白子屋の家名ふ瑾の付ぬ様我まことが意見に隨ひ給へと言へどもお常と少し調承知せざれど長兵衛を今とは是非なく又七を連れて我が家へ立歸りたり其間に夜も明たれば長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り右の次第を物語りけれど平右衛門は大に立腹し白子屋の者共如何にも不屈なる仕方あれば早さうく地主へ申聞せんと夫より彌太郎方へ行右の仔細件之熊屋話居處へ番頭忠八髮結清三郎の兩人入來り彌やまとと訴へ出るより又七を預りし手形を出せど店先にて談事けれど彌太郎今は勘忍成難く其方よりの訴訟を待す共此方より訴へんと言時又下男長助又七を尋ね來り夜前清三郎が言し四日市の事を話しけるにぞ尙ほ遺恨を重ねられては此方の家名を失ふ基成べきにより内濟にじ給へと種々に説勧めると雖もお常は一向承知せず却て長兵衛迄も散々罵りける故長兵衛も今とは非なく打捨けれど終ふ彌太郎の方より訴訟によそ及びけれども大岡殿是を聞れ此訴訟の趣きにては大いある罪人八道の者多方より是を糺そ誠に歎く敷事なりと種々利解有て下られけれども双方得心せざれば是非尊

六十

中濟を方が宜しからんれ常殿をか熊殿を能御思案有べし繼令又七殿がれ菊ふ通玄たるにせよお常殿より又七殿に篤と御意見有てお菊に暇を出せば濟事なり是れを又七殿訴へなぞ大亂となり白子屋の家名立難しお常殿と女の事故其處へ氣も付れざるは道理の事なれ共能々勘辨ありて隨分又七殿を宥め家内和合致さるゝ様成るべし不如意の事は及毛ながらこの長兵衛見縕申さんと利解を述けれどもお常と一向得心せむ又七事菊と忍合情死爲んとせしを見付しに相違なけれど公儀へ訴へ何所迄も黑白を分申べしと片意地張て持參金を返済せめ工風をなそに忠八も側より進み日頃又七様下女に手を付られし事私しを存じ居しと云ければ又清三郎も傍邊より進み出御両人の仰せ御道理あり又七様御持參金を鼻に掛け我々迄も見下給ふ事甚一と云を長兵衛と見遣汝と廻りの髪結あらずや何故夜中此所へ來り入らざる差出口過言あり長助那の者と擲出せと云ひおれと長助は立懸り清三郎が首筋を掴みて表へ突出し門口の村木を投付けしにぞ清三郎は怒り汝れ此間も四日市にて我を擲き今又斯投付る事此返報覺ぬ居よと罵りけるに扱と四日市の盜人と汝かと云れてハツと思ひしが後をも見ずして逃歸りけり扱又長兵衛はれ常に對ひ此事訴へなぞ怪我人も多く出來る故何

白子屋於熊之件

分穩便ふ取扱ひ白子屋の家名ふ遠の付ぬ様我よが意見に隨ひ給へと言へどもお常と少しも承知せざれを長兵衛を今とは是非なき又七を連れて我が家へ立歸りたり其間に夜も明たれば長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り右の次第を物語りけれど平右衛門は大に立腹し白子屋の者共如何にも不届なる仕方あれば早ゝ地主へ申聞せんと夫より彌太郎方へ行右の仔細話居處へ番頭忠八髮結清三郎の兩人入來り彌太郎訴へ出るより又七を預りし手形を出せと店先にて談事けれど彌太郎今は勘忍成難く其方よりの訴訟を待す共此方より訴へんと言時又下男長助又七を尋ね來り夜前清三郎が言し四日市の事を話しけるにぞ尙ほ遺恨を重ね右の趣きまで願書に認め居たるに加賀屋長兵衛入來り我等何分にも取扱ひ間今少し御待下さるべし白子屋方へ能く異見を加へ内濟致すべしと言置夫より又白子屋へ行此事訴へられては此方の家名を失ふ基成べきにより内濟にし給へと種々に説勧めると雖もお常は一向承知せず却て長兵衛迄も散るゝ罵りける故長兵衛も今とは非あく打捨けれど終ふ彌太郎の方より訴訟におそ及びけれど大岡殿是を聞れ此訴訟の趣きにては大いある罪人八道の者多一是を糺そ誠に歎く敷事なりと種々利解有て下られけれども双方得心せざれば是非

七十

く吟味とぞなりにける頃と享保十二年十月双方惣呼出しの人々にと白子屋庄三郎并に妻常娘熊番頭忠八下男長助下女久同菊聲又七大傳馬町居付地主彌太郎加賀屋長兵衛等なり此砌
八十 髪結清三郎と出奔して行方知れぞ大岡殿彌太郎に向はれ其方願書の趣旨相違なにやと尋問らるゝに彌太郎御意の通少しも相違之あく候と答へしかる頃て庄三郎と呼れ其方妻常娘熊番頭忠八斯の如き悪事をあす事存て差置しや又知ざると申されしふ庄三郎其等の儀と實以て存じやさむいと言けれど大岡殿お常に對それ其方聲又七又毒殺の覺お有之やと尋問らるゝにれ常と首を上如何にモ驚きたる体をなし其は決て覺ぬ之なく又七事妻を差置下女又不義を仕掛不届に付離縁致さんと存じし處斯の訴へに及びし迄にてし何卒御慈悲を以て吟味下さるべ玄と申けるお早速右立柳を呼出されて尋ねられし所立柳申立るはい常の頼み之なく則ち稻荷新道横山立柳と申す醫師に藥を貰ひし節の證文等り之ありし御呼出の上御又七儀離縁仕つる様願ひ上奉つると申立るを聞いて又七恐れながらと進み出其毒藥の儀相違件於熊之件ふひへ共毒藥と容易成ざるに付調合せず斯う致し風邪藥よて間を合せしと答るふぞ大岡殿次ふ下女お菊を呼れ其方主人の閨へ刃物を持忍び入る事大膽不敵なり但汝が一存か又一人

に頼まれしか正直お申さすんば一命に及ぶべしと云ひけるにお菊は生たる心地あく恐入てお常始め四人の者に頼まれし段白地に白狀しければ大岡殿ソシ縛れど下知を傳へお菊ふ繩をうたせ又娘お熊子代忠八兩人ふ向これ其方共日來密通いたし居聲の又七を殺んとせし段不届あり有体に申立よと有て直又繩を掛けられしるを常見ハツと仰天し今更悔件の体ふ差俯向しを大岡殿發打と白眼れ其方養子又七に疵付候様下女菊お申付たる段不届なり有体お申せと云れしらば隠す事能とすお常お熊共ふ白狀みど及びける又庄三郎は家内の者期の如き不届を存せざる段不埒なり猶外に何ぞ心當りの事之無やと申されけれを庄三郎何も是と申程の儀御座なく候へども髪結清三郎と申者常入浸り居しは心得難く候と申立るに大岡殿同心を呼れ白子屋家内を検査清三郎を捕へ來れと下知せられしかる同心馳行て検査しに清三郎は逐電せし様子なれども道具の中斯様の品ありしと其品を持來りし中に蝦夷錦の箸入花菱の紋付たる一角の箸籠甲の簪などありしかば大岡殿是を見給ひ即時よ金屋利兵衛を呼出され此品其方覺へ有りやと尋ねられければ正しく覺へ之あり私し娘の手道具あるよし申立しにぞ猶又お常お熊兩人へ嚴敷尋ねられしかば忠八清三郎兩人より貰ひ

件之熊於屋子白

件之熊於屋子白

しまゝ何事も存せどと申ふより忠八を糺問有ければ終み白状致しけり因て金屋の盜賊も相
十 知れ夫より清三郎へ追手を掛られたり板牢内より彼の族曾雲源をよび出され又伊勢屋三郎
兵衛を呼れて五百兩の盜賊相知れぬより人違ひみて是迄雲源を苦め候間其代り雲源を
宜數扶持致すべしと申渡され雲源と出牢となり利兵衛得意を吉三郎返さる段不届な
れば身代を半分として吉三郎に菊を娶せ養子となし利兵衛夫婦と隠居致す可且彌太郎方へ
又七を取戻せと申渡されけり

○白子屋一件裁前申渡しの事

享保十二年十一月大岡殿白洲に於て申渡し左の通

新材木町

白子屋庄三郎義子

又七妻

忠 八

二十八歳

其方儀手代忠八と密通致し不届至極に付町中引廻しの上淺草ふ於て獄門申付くる

白子屋庄三郎手代

忠 八

二十八歳

其方儀主人庄三郎養子又七妻熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方ふて夜盜
相勧々金五百両盗み取れ段重々不届ふ付町中引廻るの上淺草に於て獄門申付くる
又七に疵付刺さへ不義の申掛致し様下女さくに申付る段人ふ母たるの行

白子屋庄三郎下女

十八歳

四十歳

其方儀養子又七に疵付刺さへ不義の申掛け様下女さくに申付る段人ふ母たるの行

ひよ非す不埒至極ふ付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店

針醫 橫山 玄柳

其方儀白子屋庄三郎妻常始めの惡事に荷擔致し段不届に付追放申付る

白子屋庄三郎 六十歳

其方儀養子又七ふ疵付し節篤と様等とも覗届を其上妻常娘熊手代忠八不届の儀を存せざる段不埒ふ付江戸構申付る

件の熊お屋子白

其方共儀不埒の筋を之あらふ付拂ひなし

同人手代

清彦 兵衛 八助 伊長助

白子屋

但當時下女久ハ病死に依て名前之あし

彼の時娶結清三郎は上総へ逃行し所天網遁れ難く終に召捕れ拷問の上殘らす惡事を白狀に及びけを是亦引廻しの上獄門申付られたり猪又ふ熊を引廻しの節上にと黄八丈下には白無垢二ツを着し本縄に掛け襟よは水晶の珠數を掛け馬ふ騎りて口に法華經普門品を唱へながら引されど此時お熊の着たるより世の婦女子黄八丈を不義の縞ありとて嫌ひしに戲乞事の様なれども其之貞操の意とも云々し然るを近來其事を知る者も稀ありと雖も又不開化あらへいふ者もあらんの陸填しむべしと口も又慎しむべし

當時の狂歌に

實み誠名と畜生の熊なれや不義ふ墨りし胸の月の輪
白子屋を下のら讀むおやよろし聲を殺さん心怖ろし
身も婦人心も不仁欲と常實に理不盡の巧みありけり

三骨

白子屋の件終

同明治廿一年三月廿三日印

年四月七日發行

大阪東區龍造寺町十八番地

發行者 柳澤武運三

原著作者 不詳

大阪南區長堀橋筋二丁目六番地寄留

前野茂久次

稗史小說類

大阪心齋橋通安堂寺町南八

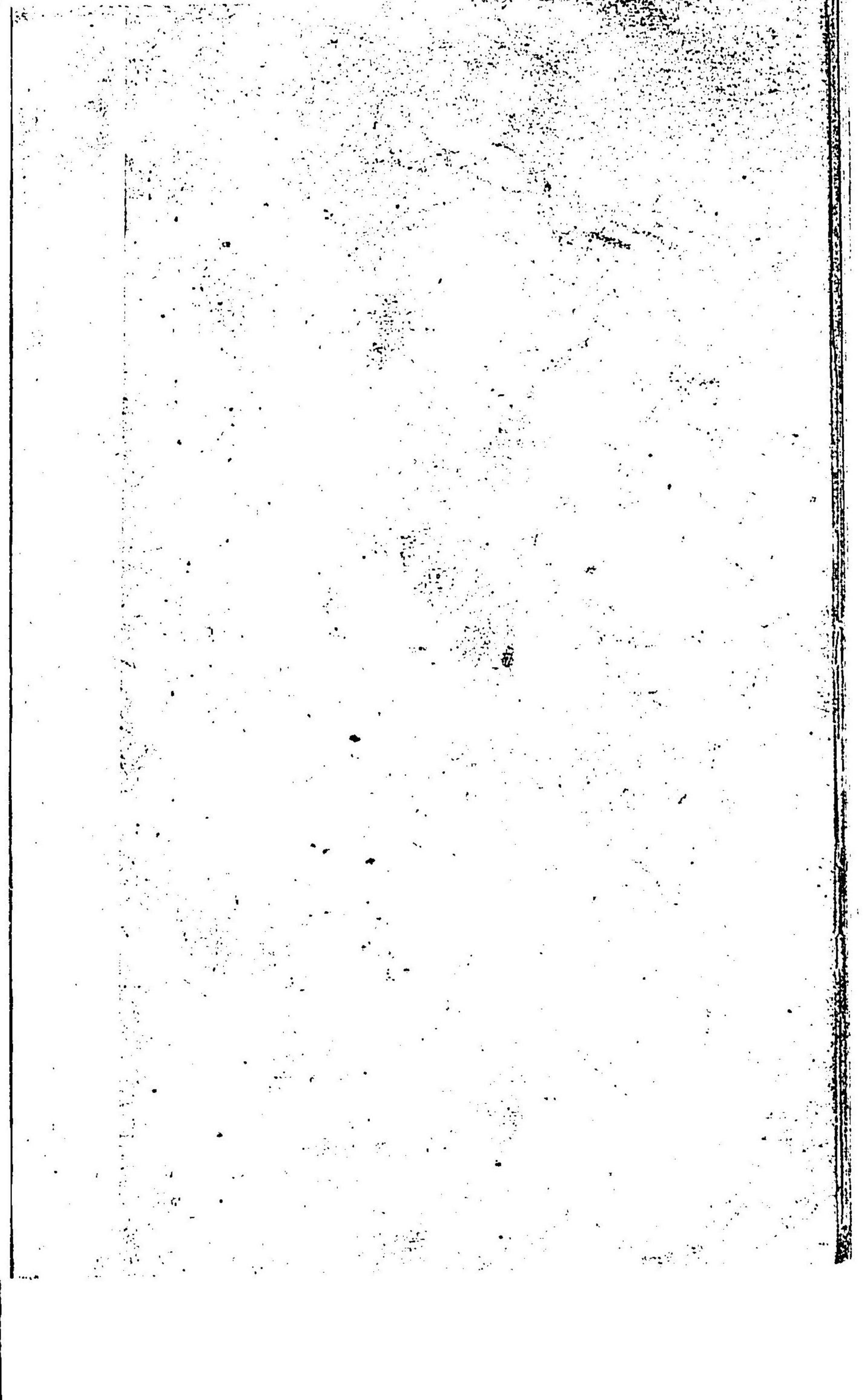
田中宋榮堂

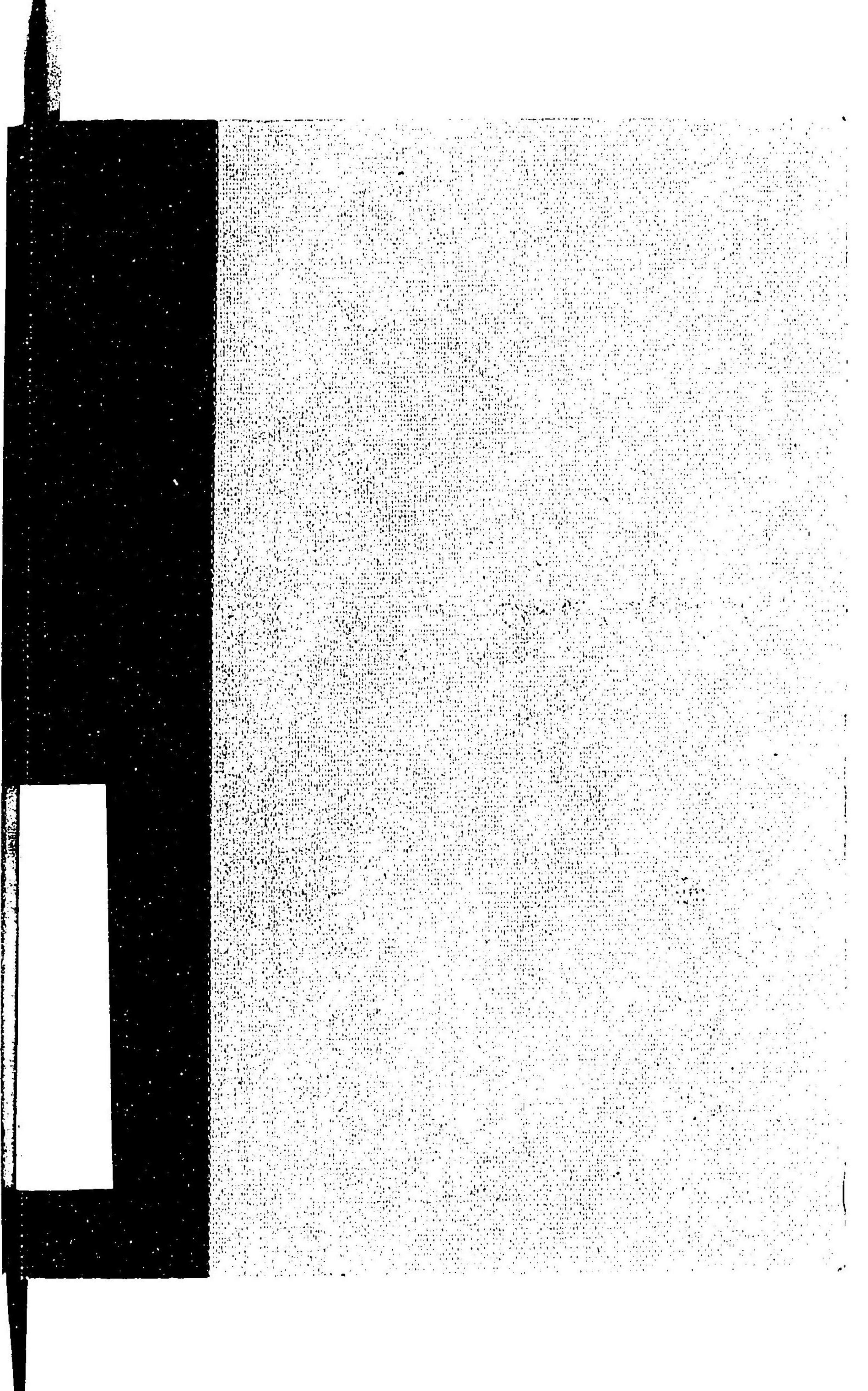
特別大販賣

競爭書肆

大阪心齋橋通順慶町北八

此村欽英堂





特 71

374

大岡名
誉政談 白子屋お熊の件

国立国会図書館

090291-000-9

特 71-374

大岡名 誉政談

白子屋お熊の件

柳沢武運三

M 2 1

DBN-0688

